

よくあるご質問

番号	分類	問合せ内容	回答
1	申請	3月16日以降の申請は可能か。	3月16日以降の申請も受け付けています。ただし、3月16日以降に申請いただいた方については、承認後順次、スターターキットをお送りいたします。
2		応援券の利用があまりないため、デジタル移行はしなくてもよいか。	移行手続きをしないことをもって、デジタルポイントは利用できないこととなりますが、紙の応援券の取り扱いについては引き続きお願いいたします。
3		デジタルのみの対応は可能か。	紙の応援券も取り扱っていただきたくお願いいたします。
4		登録は法人単位か、施設単位か選べるのか。	そのとおりです。法人単位で登録されると、QRコードが全施設統一となります。QRコードが施設ごとに必要な場合は、施設ごとに登録をお願いいたします。
5		各店舗別にデータ(売上金額)を確認することは可能か。	店舗別に利用実績を確認したい場合は、(QRコードを別にする必要があるので)各店舗ごとに登録をお願いいたします。加盟店記入欄に店舗名、事業者記入欄に本部名をご記入ください。また、事務局にご一報いただければ、各店舗の実績を確認できる本部アカウントの発行も可能です。
6	スターターキット	設置するQRコードなどは、後日送られてくるか。	3月15日までに申請をいただいた方については、QRコード、ステッカー等のスターターキットを3月末頃送付予定です。3月16日以降に申請いただいた方については、承認後順次お送りいたします。
7		スターターキットのQRコードとステッカーを多めにほしい。	QRコードについては、管理画面にて発行が可能ですので、必要枚数を印刷いただければと存じます。ステッカーについては、必要枚数を事務局より発送いたしますので、ご一報いただければと思います。
8	決済	これまでの子育て応援券は500円単位の利用だったが、デジタルポイントは1円単位で利用可能か。	デジタルポイントは1円単位で利用可能。
9		利用可能単位(100円単位等)を施設ごとに設定することは可能か。	(県では1円単位で利用できるとお伝えしているが)施設の運用で、利用者へお願いすることは可能です。
10		デジタルポイントとその他の決済を併用する際の制限は加盟店ごとに決めてよいか。	店舗の運用で、利用者へお願いすることは可能です。
11		支払った金額の控えが欲しい。	管理画面よりcsvのダウンロードをお願いいたします。
12	有効期限	キャンセル処理はいつまで可能か。また、一部のみのキャンセルは可能か。	毎月末日を売上締日としますが、売上締日より10日以内であればキャンセル可能です。なお、一部のみのキャンセルはできません。
13		ポイントの有効期限はいつまでか。	申請用のQRコード発行後、2年間です。
14	手数料	手数料はかかるのか。	当面の振込手数料については、県が負担する方向で考えています。また、加盟にあたり手数料や登録料はかかりません。なお、店舗が複数の場合は、まとめて振り込みさせていただきたいと考えております。
15	利用可能範囲	子育て応援券の時は、中学生以下の兄弟(予防接種)も利用可能だったが、デジタルポイントを利用できるのは対象の子どもだけか。	デジタルポイントについてもご兄弟分として利用可能です。
16		対象商品の基準が分からない。	対象外商品は、とみいくデジタルポイント加盟店等規約第5条のとおりです。対象外商品以外であれば、併用可能とします。
17		読み聞かせ絵本以外の商品購入は可能か。(書店)	対象外商品(とみいくデジタルポイント加盟店等規約第5条)以外であれば、可能とします。
18		イトインでのケーキ販売は対象となるか。	イトインは対象外とします。